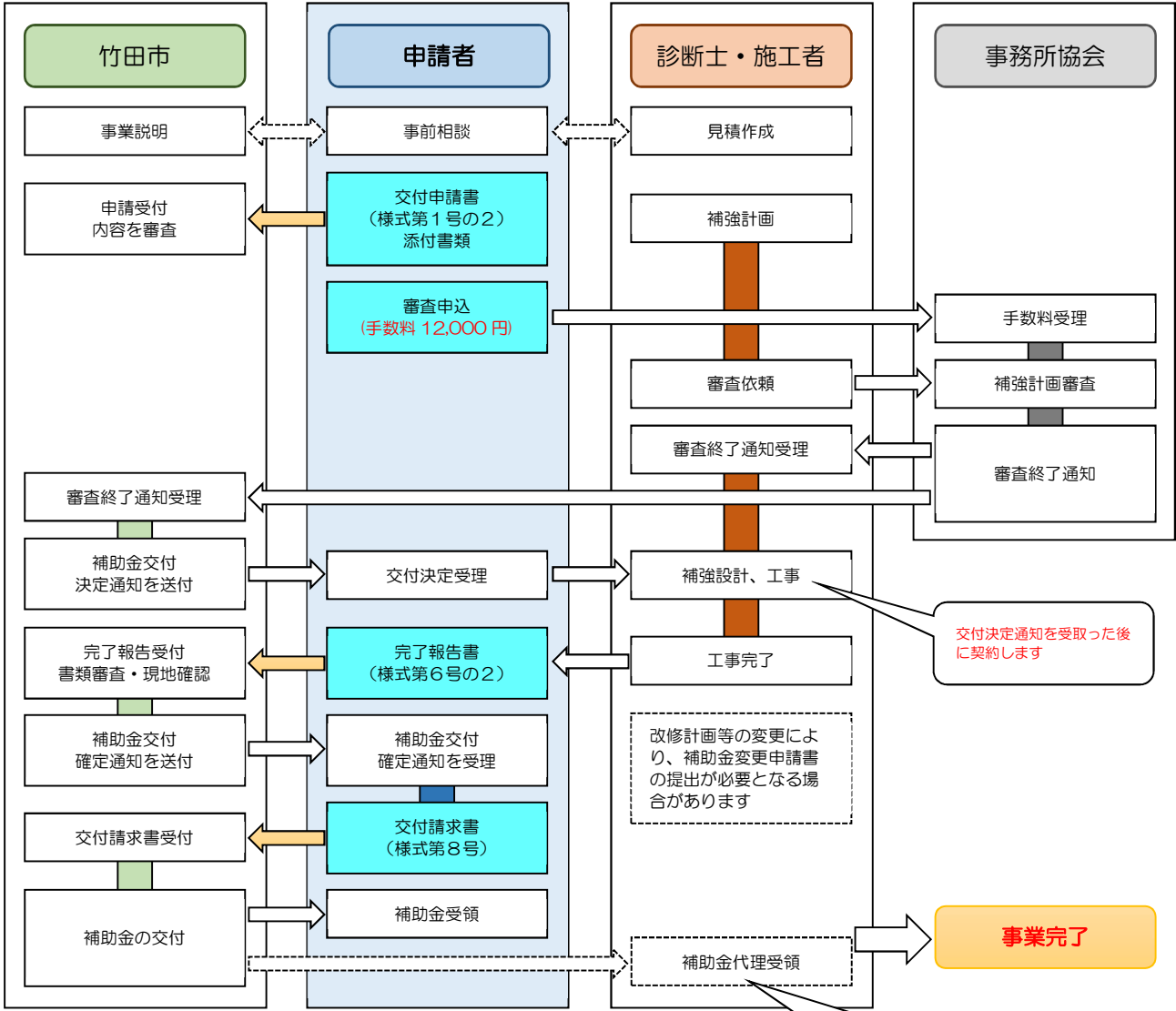


竹田市住宅耐震化総合支援事業の手続きの流れ ～改修編～

- ※対象となる住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - 木造の住宅、長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は当該床面積が延床面積の1/2未満）
 - 耐震診断による評点が1.0未満であること
 - 地上階数が3階以下であること

補助金の額 補助対象経費の2/3以内（上限100万円）
 下記のいずれかに該当する場合は上限120万円

- ・床面積の合計が180㎡以上であるもの
- ・昭和34年12月末日までに建築されたもの
- ・耐震診断（精密診断に限る）の結果、各階の上部構造評点が0.4未満と判定されたもの
- ・所有者等が65歳以上であるもの（耐震改修を行う所有者等が市町村に対し補助の申請を行う時点における世帯員全員の直近の所得証明書に記載の所得総額が350万円未満（65歳以上と65歳未満（18歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く）



交付決定通知を受取った後に契約します

改修計画等の変更により、補助金変更申請書の提出が必要となる場合があります

事業完了

審査手数料振込先
 ○大分銀行
 支店名：本店営業部
 口座番号：7590427（普通預金）
 名義：（一社）大分県建築士事務所協会 会長 仲摩和雄

申請者の方の一時的な費用負担軽減のため、施工業者等へ代金の振り込みを直接行う、「代理受領」を選択することもできます。